明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（畜舎等の内装）

第二十四条の三　（略）

2・3　（略）

4　建築基準法施行令第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分に該当する畜舎等の部分は、前三項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

（畜舎等の隔壁）

第二十五条　（略）

2　（略）

3　畜舎等が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前二項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

（その他防火上必要な技術基準）

第二十六条　（略）

2　前項第一号から第三号までに掲げる畜舎等が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、建築基準法第六十一条第一項又は建築基準法施行令第百十二条第一項若しくは第百十四条第四項の規定の適用については、それぞれ別の畜舎等とみなす。

3　建築基準法施行令第百九条の二の二第三項に規定する建築物に該当する畜舎等に係る同令第百十二条第一項の規定の適用については、当該畜舎等の同令第百九条の二の二第三項に規定する特定部分及び他の部分をそれぞれ別の畜舎等とみなす。

（簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和）

第二十七条　次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分（準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備により分離された部分に限る。）で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一・二　（略）

（地方公共団体の条例による制限の付加）

第三十五条　地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節（第二十六条第一項第三号及び第四号並びに第二十七条を除く。）又は次節の規定のみによっては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

（発酵槽等の技術基準）

第六十条の三　（略）

2　（略）

3　発酵槽等については、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一号、第二十八条、第三十一条、第三十五条及び第八十七条第三項（第三十一条に係る部分に限る。）の規定を準用する。

4　（略）

（通則）

第六十条の四　この節の規定は、畜舎等（発酵槽等を除く。）に限り適用する。

（畜舎等の内装）

第二十四条の三　（略）

2・3　（略）

（新設）

（畜舎等の隔壁）

第二十五条　（略）

2　（略）

（新設）

（その他防火上必要な技術的基準）

第二十六条　（略）

（新設）

（簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和）

第二十七条　次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分（準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。）で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一・二　（略）

（地方公共団体の条例による制限の付加）

第三十五条　地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節（第二十六条第三号及び第四号並びに第二十七条を除く。）又は次節の規定のみによっては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

（発酵槽等の技術基準）

第六十条の三　（略）

2　（略）

3　発酵槽等については、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一号、第二十八条、第三十一条、第三十五条及び第八十七条第二項（第三十一条に係る部分に限る。）の規定を準用する。

4　（略）

（通則）

第六十条の四　この節の規定は、発酵槽等以外の畜舎等に限り適用する。